

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	”
◎ 告 示	
・収納代理金融機関の指定の一部改正	財 政 課
・漁業災害補償法に基づく特定第1号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	”
・保安林の指定施業要件の変更の予定	林 政 課
・道路の区域変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（10件）	”
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任（7件）	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	”
・県営土地改良事業変更計画の決定（2件）	”
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会の招集	長崎県病院企業団

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第6号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（資金前渡） 第54条 略 2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡ししなければならない。ただし、前項第	（資金前渡） 第54条 略 2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡ししなければならない。ただし、前項第

2号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができることとし、また、令第161条第1項第13号の経費について自動口座振替により支払を行う場合については、6箇月分まで前渡することができる。

2号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができる。

別表第1（第3条関係）

かい名	金額
振興局	500,000,000円未満
石木ダム建設事務所	100,000,000円以内
総合農林試験場 農林技術開発センター	30,000,000円以内
その他のかい	10,000,000円以内

別表第1（第3条関係）

かい名	金額
振興局	300,000,000円
石木ダム建設事務所	100,000,000円
総合農林試験場 農林技術開発センター	30,000,000円
その他のかい	10,000,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 工事の起工に係る指名業者の選定に関する改正後の長崎県財務規則別表第1の適用については、当分の間、同表の規定中「5億円未満」とあるのは「1億円以内」と、「1億円」とあるのは「6,000万円」と、「3,000万円」とあるのは「1,000万円」と、「1,000万円」とあるのは「500万円」とする。

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第7号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(証紙の消印)</p> <p>第11条 許可、認可、免許、検査等（以下「許認可等」という。）の事務を取り扱う職員（以下「担当職員」という。）は、前条の規定による申請書等を受理したときは、<u>当該申請書等を部局（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の課長又は地方機関の長（以下「課長等」という。）があらかじめ指定する職員に掲示し、様式第12号の消印により消印を受けなければならない。</u></p> <p>2 課長等が指定する前項の職員は、当該申請書等と証紙の彩紋にかけて消印しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により消印したときは、<u>使用料等の金額等を証紙収入実績簿（様式第13号）に記載しなければならない。ただし、許認可等にあたり許可証交付簿等を備えて整理している場合において、当該交付簿等により証紙収入実績が明確であるときは、省略することができる。</u></p>	<p>(証紙の消印)</p> <p>第11条 許可、認可、免許、検査等（以下「許認可等」という。）の事務を取り扱う職員（以下「担当職員」という。）は、前条の規定による申請書等を受理したときは、<u>その認印により証紙に押印しなければならない。</u></p> <p>2 担当職員は、前項の規定による押印をしたときは、<u>直ちに当該申請書等を部局（長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の課長又は地方機関の長（以下「課長等」という。）があらかじめ指定する職員に提示し、様式第12号の消印により消印を受けなければならない。</u></p> <p>3 課長等が指定する前項の職員は、<u>担当職員が証紙に押印した印影を確認のうえ、当該申請書等と証紙の彩紋にかけて消印しなければならない。</u></p> <p>4 課長等が第2項の消印を確認したときは、<u>使用料等の金額等を証紙収入実績簿（様式第13号）に記載しなければならない。ただし、許認可等にあたり許可証交付簿等を備えて整理している場合において、当該交付簿等により証紙収入実績が明確であるときは、省略することができる。</u></p>

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認める場合は、消印を職員以外の者に行わせることができる。	5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、知事は、特に必要と認める場合は、 <u>認印による押印及び消印をそれぞれ職員以外の者に行わせることができる。</u>
---	--

様式第13号中 「

納 人	
住 所	氏 名

」 を 「

件 数

」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第150号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。 (1) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>略</td></tr></table> (2) 略	略	略	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。 (1) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>略</td></tr><tr><td>商工中金 中央金庫</td><td>長崎支店 佐世保支店</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> (2) 略	略	商工中金 中央金庫	長崎支店 佐世保支店	略
略							
略							
略							
商工中金 中央金庫	長崎支店 佐世保支店						
略							

長崎県告示第151号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区に係る同意については、同条第1項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項の規定により、公示する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	加 入 区 の 区 域
あわび峰町東部加入区	対共第9号漁業権の漁場の区域

長崎県告示第152号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
郷ノ浦町加入区	郷ノ浦町郷ノ浦及び本村の区域の小型合併漁業
巖原町加入区	しいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐世保市口の尾町873の1・886の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、882、883の1、884の1、885の1、889の1、烏帽子町391の1・407の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、407の2、407の3、407の5、407の6、407の8から407の11まで、407の13、小佐世保町187・188・944・949（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、61、63、66から68まで、71から78まで、82、83、181、184から186まで、189から192まで、197から200まで、204から209まで、909から911まで、914、916から922まで、923の1、926から935まで、937から940まで、943、945、963、1096、1106、1107

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

口の尾町873の1・886の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、882、883の1、884の1、885の1、889の1

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び佐世保市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 諫早外環状線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市貝津町3103番1地先から 諫早市貝津町3103番1地先まで	前	41.5~45.2	9.1	
	後	41.5~53.2	9.1	

長崎県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字開田1295番8地先から 西彼杵郡時津町日並郷字開田1302番1地先まで	前	11.3~15.7	70.1	
	後	12.1~15.7	70.1	

長崎県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 野母崎宿線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市川原町字年崎18番10地先から 長崎市為石町字年崎4734番1地先まで	前	9.9~33.0	86.1	
	後	9.9~12.3	86.1	

長崎県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 諫早飯盛線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市栗面町770番32地先から 諫早市栗面町773番1地先まで	前	18.5~21.0	14.2	
	後	18.5~28.5	14.2	

長崎県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市原口町丙990番6地先から 島原市原口町丙994番4地先まで	前	40.5~46.3	130.0	
	後	36.6~42.4	130.0	

長崎県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 諫早外環状線	諫早市貝津町3103番1地先から 諫早市貝津町3103番1地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字開田1295番8地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1314番1地先まで	令和2年3月20日

長崎県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市川原町字年崎18番10地先から 長崎市為石町字年崎4733番5地先まで	令和2年3月20日

長崎県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 諫早飯盛線	諫早栗面町770番32地先から 諫早栗面町773番1地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市原口町丙990番6地先から 島原市原口町丙994番4地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	長崎市西海町字似田尾150番1地先から 長崎市西海町字似田尾100番1地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 長与大橋町線	長崎市昭和三丁目539番口地先から 長崎市昭和三丁目391番2地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市飯香浦町4946番地先から 長崎市飯香浦町4812番1地先まで	令和2年3月13日

長崎県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 324号	長崎市茂木町887番1地先から 長崎市茂木町890番6地先まで	令和2年3月13日

長崎県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 木坂佐賀線	対馬市峰町木坂465番12地先から 対馬市峰町木坂456番3地先まで	令和2年3月6日

長崎県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県壱岐振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
壱岐(郷ノ浦)-(地)-001	壱岐市郷ノ浦町長峰本村触	地すべり	警戒区域	公示図書中の図面において表示
壱岐(郷ノ浦)-(地)-002	壱岐市郷ノ浦町有安触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-003	壱岐市郷ノ浦町麦谷触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-004	壱岐市郷ノ浦町庄触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-005	壱岐市郷ノ浦町木田触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-006	壱岐市郷ノ浦町木田触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-007	壱岐市郷ノ浦町永田触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-008	壱岐市郷ノ浦町初山西触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-009	壱岐市郷ノ浦町若松触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-010	壱岐市郷ノ浦町有安触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-011	壱岐市郷ノ浦町物部本村触	地すべり	警戒区域	
壱岐(郷ノ浦)-(地)-012	壱岐市郷ノ浦町長峰坪触	地すべり	警戒区域	
壱岐(勝本)-(地)-001	壱岐市勝本町東触	地すべり	警戒区域	
壱岐(勝本)-(地)-002	壱岐市勝本町本宮仲触	地すべり	警戒区域	
壱岐(勝本)-(地)-003	壱岐市勝本町本宮南触	地すべり	警戒区域	
壱岐(勝本)-(地)-004	壱岐市勝本町本宮南触	地すべり	警戒区域	
壱岐(勝本)-(地)-005	壱岐市勝本町布気触	地すべり	警戒区域	

壱岐(勝本)-(地)-006	壱岐市勝本町布気触	地すべり	警戒区域
壱岐(勝本)-(地)-007	壱岐市勝本町百合畑触	地すべり	警戒区域
壱岐(勝本)-(地)-008	壱岐市勝本町立石南触	地すべり	警戒区域
壱岐(勝本)-(地)-009	壱岐市勝本町立石西触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-001	壱岐市芦辺町箱崎谷江触他	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-017	壱岐市芦辺町箱崎中山触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-023	壱岐市芦辺町中野郷仲触他	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-039	壱岐市芦辺町芦辺浦	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-040	壱岐市芦辺町深江鶴亀触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-042	壱岐市芦辺町箱崎江角触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-043	壱岐市芦辺町箱崎江角触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-044	壱岐市芦辺町箱崎本村触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-045	壱岐市芦辺町箱崎谷江触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-046	壱岐市芦辺町国分当田触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-047	壱岐市芦辺町国分当田触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-048	壱岐市芦辺町国分当田触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-049	壱岐市芦辺町国分東触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-050	壱岐市芦辺町深江本村触	地すべり	警戒区域

壱岐(芦辺)-(地)-051	壱岐市芦辺町住吉後触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-052	壱岐市芦辺町芦辺浦	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-053	壱岐市芦辺町深江東触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-054	壱岐市芦辺町深江南触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-055	壱岐市芦辺町深江平触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-056	壱岐市芦辺町深江平触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-057	壱岐市芦辺町深江平触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-058	壱岐市芦辺町箱崎谷江触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-059	壱岐市芦辺町箱崎谷江触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-060	壱岐市芦辺町諸吉二亦触	地すべり	警戒区域
壱岐(芦辺)-(地)-061	壱岐市芦辺町箱崎諸津触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-001	壱岐市石田町筒城仲触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-002	壱岐市石田町久喜触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-003	壱岐市石田町石田西触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-004	壱岐市石田町石田本村触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-005	壱岐市石田町筒城仲触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-006	壱岐市石田町筒城仲触	地すべり	警戒区域
壱岐(石田)-(地)-007	壱岐市石田町筒城西触	地すべり	警戒区域

壱岐(石田)-(地)-008	壱岐市石田町久喜触	地すべり	警戒区域
壱岐(勝本)-(土)-24	壱岐市勝本町立石南触	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎県告示第170号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年3月2日から適用する。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

表中49の2の項中

「

49の2	対馬南地区交通安全協会 会長 白石 洋司	対馬市厳原町中村633番地 長崎県対馬南警察署内	対馬市厳原町中村633番地 長崎県対馬南警察署内	対馬市
------	-------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----

」

を

「

49の2	一般社団法人対馬地区交通安全協会 代表理事 白石 洋司	対馬市厳原町中村633	対馬市厳原町中村633 長崎県対馬南警察署内	対馬市
------	--------------------------------	-------------	---------------------------	-----

」

に改める。

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐世保南土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 口 忠 秋	佐世保市城間町591	川 口 忠 秋	佐世保市城間町591
指 方 博 之	佐世保市瀬道町205	佐々木 利 貞	佐世保市奥山町1730
古 達 博 文	佐世保市萩坂町730- 1	指 方 博 之	佐世保市瀬道町205
橋 口 文 夫	佐世保市奥山町1084	古 達 博 文	佐世保市萩坂町730- 1
尾 崎 哲 夫	佐世保市奥山町334	吉 崎 重 信	佐世保市瀬道町1175
橋 川 幸 正	佐世保市奥山町290- 2	原 田 好 幸	佐世保市瀬道町825

奥谷利見	佐世保市奥山町1779	八木正則	佐世保市瀬道町1753
古賀典義	佐世保市奥山町1851-1	山田達美	佐世保市瀬道町1801-1
宗方勝徳	佐世保市瀬道町1063	富岡慎二	佐世保市瀬道町523
朝長泰之	佐世保市瀬道町1308	岩永健一	佐世保市城間町1076-2
原田好幸	佐世保市瀬道町825	岩永博司	佐世保市城間町522
山田達美	佐世保市瀬道町1801	宮田義信	佐世保市城間町470-1
岡村栄	佐世保市瀬道町563	野田和正	佐世保市城間町39
久田郁夫	佐世保市萩坂町593	坊上早苗	佐世保市萩坂町599
萩坂勝政	佐世保市萩坂町1720	久田郁夫	佐世保市萩坂町593
上野学	佐世保市城間町1023-2	橋口文夫	佐世保市奥山町1084
岩永博司	佐世保市城間町522	尾崎哲夫	佐世保市奥山町334
宮田義信	佐世保市城間町470-1	橋川幸正	佐世保市奥山町290-2
野田和正	佐世保市城間町39	奥谷利見	佐世保市奥山町1779
堀川正昭	佐世保市長畑町1336-1	堀川正昭	佐世保市長畑町1336-1
就任役員 監事		退任役員 監事	
橋川昌利	佐世保市奥山町326-1	林繁徳	佐世保市瀬道町1082
林繁徳	佐世保市瀬道町1082	橋川昌利	佐世保市奥山町326-1
上野周二	佐世保市城間町1183	上野周二	佐世保市城間町1183

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宮土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就任役員 理 事		退任役員 理 事	
氏名	住所	氏名	住所
中里 悟	佐世保市南風崎町2635番地	山道 邦彦	佐世保市長畑町948番地
宮崎 直利	佐世保市宮津町926番地	宮崎 学	佐世保市南風崎町957番地
川内 通良	佐世保市南風崎町1922番地	川内 通良	佐世保市南風崎町1922番地

茅 原 喜志男	佐世保市長畑町272番地	中 里 悟	佐世保市南風崎町2635番地
浦 上 好 晴	佐世保市南風崎町2825- 1	今 富 茂 美	佐世保市南風崎町2633番地
林 貞 夫	佐世保市長畑町941番地	宮 崎 直 利	佐世保市宮津町926番地
中 尾 忠 義	佐世保市崎岡町952番地	井 福 昌 利	佐世保市崎岡町1118番地
峯 正 之	佐世保市南風崎町793番地	茅 原 喜志男	佐世保市長畑町272番地
長 野 孝 道	佐世保市長畑町701番地	朝 長 正 勝	佐世保市長畑町1288番地
田 尾 昇	佐世保市長畑町1380番地	長 野 孝 道	佐世保市長畑町701番地
橋 口 隆 浩	佐世保市城間町311- 2	川 尻 雄 司	佐世保市城間町311- 2
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
相 川 幸 雄	佐世保市南風崎町295- 1	相 川 幸 雄	佐世保市南風崎町295- 1
阿 波 茂 敏	佐世保市長畑町555番地	阿 波 茂 敏	佐世保市長畑町555番地
金 丸 博 充	佐世保市奥山町215番地	金 丸 博 充	佐世保市奥山町215番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、国営江迎土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 口 文 秀	佐世保市江迎町簸尾266- 3 番地	山 口 文 秀	佐世保市江迎町簸尾266- 3 番地
坂 本 純一郎	佐世保市江迎町猪調76番地	馬 場 洋 一	佐世保市江迎町志戸氏928番地
林 田 清	佐世保市江迎町梶ノ村441番地	林 田 清	佐世保市江迎町梶ノ村441番地
迎 伸 吾	佐世保市江迎町栗越1105番地	迎 伸 吾	佐世保市江迎町栗越1105番地
森 忠 久	佐世保市江迎町小川内559番地	松 田 省 三	佐世保市江迎町小川内94- 1 番地
大 石 邦 臣	佐世保市江迎町志戸氏531番地	坂 本 純一郎	佐世保市江迎町猪調76番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	

須 藤 博 明	佐世保市江迎町梶ノ村95番地	須 藤 博 明	佐世保市江迎町梶ノ村95番地
松 田 長 幸	佐世保市江迎町小川内121番地	小 川 治 郎	佐世保市江迎町小川内231番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、馬込土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 田 牧 久	平戸市根獅子町986番地	山 田 牧 久	平戸市根獅子町986番地
八木原 健 一	平戸市紐差町704番地10	小 崎 直 幸	平戸市木ヶ津町1495番地
種 岡 新	平戸市紐差町517番地 2	八木原 健 一	平戸市紐差町704番地10
藤 田 辰 雄	平戸市木ヶ津町893番地	前 川 久 利	平戸市朶ノ原町142番地
塚 本 守	平戸市木ヶ津町1496番地	松 永 利 幸	平戸市木ヶ津町890番地
瀧 山 正 樹	平戸市大石脇町1875番地 3	瀧 山 正 樹	平戸市大石脇町1875番地 3
瀧 山 博	平戸市根獅子町784番地	瀧 山 直 視	平戸市根獅子町792番地 2
山 田 正 治	平戸市根獅子町1396番地 1	平 田 辰五郎	平戸市根獅子町1274番地
松 口 隆 次	平戸市根獅子町1670番地	松 口 隆 次	平戸市根獅子町1670番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 山 芳 弘	平戸市木ヶ津町1508番地 2	山 口 多津男	平戸市根獅子町1010番地
村 瀬 惣 治	平戸市紐差町281番地 1	石 本 泰 彦	平戸市紐差町250番地
田 淵 芳 春	平戸市根獅子町958番地	松 山 芳 弘	平戸市木ヶ津町1508番地 2

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、宇久土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
山 内 安 生	佐世保市宇久町本飯良912番地	山 内 安 生	佐世保市宇久町本飯良912番地
鬼 塚 素 直	佐世保市宇久町木場349番地 2	今 道 正 勝	佐世保市宇久町太田江963番地口第 2
岩 本 敏 廣	佐世保市宇久町大久保985番地	本 村 孝 雄	佐世保市宇久町木場1042番地第 1
岩 本 繁 仁	佐世保市宇久町大久保585番地	笹 野 茂	佐世保市宇久町大久保549番地
宮 崎 勝 美	佐世保市宇久町飯良1854番地	三ヶ崎 正 一	佐世保市宇久町本飯良1844番地
大 岩 増 雄	佐世保市宇久町飯良1169番地	中 野 平 雄	佐世保市宇久町飯良1107番地の 3
金 井 敏 明	佐世保市宇久町飯良2609番地	岡 村 哲 夫	佐世保市宇久町飯良2556番地
吉 村 秀 信	佐世保市宇久町神浦2039番地	坂 松 則	佐世保市宇久町神浦2523番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
高 松 福 徳	佐世保市宇久町神浦1400番地 1	入 山 善 雄	佐世保市宇久町木場1344番地第 2
亀 山 政 吉	佐世保市宇久町大久保630番地	久 保 源 一	佐世保市宇久町神浦2793番地
吉 田 正 幸	佐世保市宇久町平328番地 1	中 里 忠 美	佐世保市宇久町野方730番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地	藤 永 和 之	平戸市生月町山田免386番地
松 永 清 市	平戸市生月町山田免1172番地	神 田 篤 政	平戸市生月町山田免1019番地
岩 野 上陽敬	平戸市生月町山田免2167番地	岩 永 英 敏	平戸市生月町山田免1996番地 5
前 田 泰 信	平戸市生月町山田免325番地	神 田 憲次郎	平戸市生月町山田免865番地 3

末 永 幸 男	平戸市生月町山田免215番地	船 原 栄 次	平戸市生月町山田免3557番地
永 澤 関 雄	平戸市生月町山田免809番地 4	松 永 清 市	平戸市生月町山田免1172番地
牧 山 傳 治	平戸市生月町山田免861番地 1	前 田 泰 信	平戸市生月町山田免325番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
石 原 則 雄	平戸市生月町山田免285番地 1	松 永 誠 有	平戸市生月町山田免418番地
富 岡 敏	平戸市生月町山田免807番地 1	石 原 則 雄	平戸市生月町山田免285番地 1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鯛の鼻土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 山 矢 市	平戸市獅子町1050	大 石 五 郎 八	平戸市獅子町1350
塚 本 孝 博	佐世保市上相浦町5-14	塚 本 輝 之	平戸市紐差町1319

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 平成諫早湾干拓土地改良区
認可年月日 令和2年2月25日

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、見岳地区県営土地改良事業計画（区画整理工、農業用排水施設工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧に供すべき書類の名称
見岳地区県営土地改良事業変更計画書（区画整理工、農業用排水施設工）

- 2 縦覧期間
令和2年3月6日から令和2年4月6日まで
- 3 縦覧場所
南島原市役所農林水産部農村整備課（有家庁舎）

県営土地改良事業変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、福島地区県営土地改良事業計画（ため池整備工）を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年3月6日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
福島地区県営土地改良事業変更計画書（ため池整備工）
- 2 縦覧期間
令和2年3月6日から令和2年4月6日まで
- 3 縦覧場所
松浦市役所農林課
松浦市役所福島支所地域振興課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第1号

長崎県病院企業団議会定例会を令和2年3月27日午後1時30分長崎市に招集する。

令和2年3月6日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリン
田クブリン
宏
弥ト